

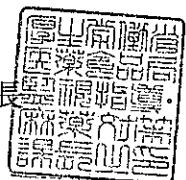


薬食監麻発0804第1号

平成21年 8月 4日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして

厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正について

平成21年厚生労働省告示第354号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期されたい。

記

1. 改正要旨

検定を受けるべき医薬品の名称の一部が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成21年7月7日）

比強度が七六、一〇〇メートルを超えるか
つ、比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートル
を超える繊維で補強した有機物若しくは金属
をマトリックスとするものからなる複合材料
(プリフレグであつて、ガラス転移点が一四
五度以下のものを除く)又はその成形品(ペ
イロードを三〇〇キロメートル以上運搬する
ことができるロケット又は省令第二条第一号
に該当する貨物に使用するように設計したも
のに限る)。

ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を
用いた複合材料又はその成形品(ペイロード
を三〇〇キロメートル以上運搬することができる
ものに限る)。

振動試験装置又はその部分品(ペイロード
を三〇〇キロメートル以上運搬することができる
ものに限る)。

燃焼試験装置であつて、推力が六八キロ
ニコート若しくは無人航空機又は省令第三
条第二号に該当する貨物の開発又は試験に
用いることができるものに限る)。

飛行の状態をシミュレートすることができ
る環境試験装置であつて、省令第二条第一十
五号(一)(一)及び(二)に該当するもの(ペ
イロードを三〇〇キロメートル以上運搬する
ことができるロケット若しくは無人航空機又
は同条第二号に該当する貨物の開発又は試験
に用いることができるものに限る)。

電子加速器であつて、二メガエレクトロン
ボルト以上のエネルギーを有する加速された
電子からの制御放射によつて電磁波を放射す
ることができるもの又はこれを用いた装置
(医療用に設計したものを除き、ペイロード
を三〇〇キロメートル以上運搬することができる
ロケット若しくは無人航空機又は省令第三
条第二号に該当する貨物の開発又は試験に
用いることができるものに限る)。

六別表の二から四までの項の中欄に掲げる技術
第七号から第五号までに掲げる貨物に係る技
術

○財務省告示第一百一十三号
外国為替令(昭和五十五年政令第一百六十号)
第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外國
貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく
財務大臣の許可を受けなければならない支払等を
指定する件(平成十年三月大蔵省告示第九十七号)
の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 醍

第一号中「ア」と「シ」を「ト」と「シ」とし、トの次に次
のように加える。

チ 居住者若しくは非居住者による本邦から外
国へ向けた支払又は居住者による非居住者と
の間の支払等であつて、北朝鮮の核関連、彈
道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関
連の計画又は活動に貢献し得る活動として外
務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事
会決議に基づく資金の移転等の防止措置の対
象となる北朝鮮の核関連、彈道ミサイル関連
又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活
動に貢献し得る活動を指定する件(平成二十
一年七月外務省告示第三百六十五号)で定め
るものをいう)に寄与する目的で行うもの

○財務省告示第二百一十四号
外國為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)
第十一条第一項の規定に基づき、外國為替及び外
國貿易法第二十二条第一項の規定に基づく財務大
臣の許可を受けなければならない資本取引を指定
する件(平成十年三月大蔵省告示第九十九号)の
一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 醍

第四号の次に次の一事を加える。
前各号に掲げるもののほか、法第二十条第一
号から第三号まで、第五号から第八号まで又は
第十号から第十二号までに規定する資本取引の
一部を次のように改正する。

○厚生労働省告示第三百五十三号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準(平
成十六年厚生労働省告示第百五十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日

厚生労働大臣 外添 要一

医薬品各条の部中「沈降新型インフルエンザワクチン(H5N1株)」「新型インフルエンザワイルス(H5N1株)」「インフルエンザウイルス(H5N1株)」に改め。

○厚生労働省告示第三百五十四号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準(平
成十六年厚生労働省告示第百五十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日

厚生労働大臣 外添 要一

医薬品各条の部中「沈降新型インフルエンザワクチン(H5N1株)」「沈降インフルエンザワクチ
ン(H5N1株)」「新型インフルエンザワイルス(H5N1株)」「インフルエンザウイルス(H5N1株)」を「インフルエンザウイルス(H5N1株)」に改め。

○財務省告示第一百一十五号
外国為替令(昭和五十五年政令第一百六十号)
第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可
を受けなければならない役務取引等を指定する件
(平成十年三月大蔵省告示第二百号)の一部を次
のように改正する。

平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 醍

第一号中リを「ア」と「シ」を「ト」と「シ」とし、トの次に次
のように加える。

チ 居住者又は非居住者による支払手段(法第十九
条第一項に規定する支払手段をいう)又は証券
(法第六条第一項第十一号に規定する証券をい
う)の輸出又は輸入であつて、北朝鮮の核関連、彈
道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関
連の計画又は活動に貢献し得る活動として外
務大臣が定めるもの(国際連合安全保障理事
会決議に基づく資金の移転等の防止措置の対
象となる北朝鮮の核関連、彈道ミサイル関連
又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活
動に貢献し得る活動を指定する件(平成二十
一年七月外務省告示第三百六十五号)で定め
るものをいう)に寄与する目的で行うもの

○財務省告示第二百一十四号
外國為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)
第十一条第一項の規定に基づき、外國為替及び外
國貿易法第二十二条第一項の規定に基づく財務大
臣の許可を受けなければならない資本取引を指定
する件(平成十年三月大蔵省告示第九十九号)の
一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 醍

本則を本則第一号とし、本則に次の二号を加え
る。

二 居住者が非居住者との間で行う金融に係る役
務取引(世界貿易機関を設立するマラケシュ協
定附属書「Bサービスの貿易に関する一般協定
の金融サービスに関する附属書に規定する金融
サービスであつて、外國為替及び外國貿易法第
二十五条第四項に規定する役務取引に該当する
ものをいう)であつて、北朝鮮の核関連、彈道
ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の
計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣
が定めるもの(国際連合安全保障理事会決議に基
づく資金の移転等の防止措置の対象となる北朝
鮮の核関連、彈道ミサイル関連又はその他の大量
破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指
定する件(平成二十一年七月外務省告示第三百六
十五号)で定めるものをいう)に寄与する目的で
行うもの

○厚生労働省告示第三百五十三号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準(平
成十六年厚生労働省告示第百五十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日

厚生労働大臣 外添 要一

医薬品各条の部中「沈降新型インフルエンザワクチン(H5N1株)」「沈降インフルエンザワクチ
ン(H5N1株)」「新型インフルエンザワイルス(H5N1株)」「インフルエンザウイルス(H5N1株)」を「沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)」「沈降インフルエンザワイルス(H5N1株)」「インフルエンザウイルス(H5N1株)」に改め。

○厚生労働省告示第三百五十四号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準(平
成十六年厚生労働省告示第百五十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月七日

厚生労働大臣 外添 要一

医薬品各条の部中「沈降新型インフルエンザワクチン(H5N1株)」「沈降インフルエンザワクチ
ン(H5N1株)」「新型インフルエンザワイルス(H5N1株)」「インフルエンザウイルス(H5N1株)」を「沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)」「沈降インフルエンザワイルス(H5N1株)」「インフルエンザウイルス(H5N1株)」に改め。